

裏金はどうやってつくった？ 裏金は何に使った？

自民党の裏金問題 徹底究明を!!

企業・団体献金こそ 疑惑の大本



長野県版

第516号

2024年2月15日

治安維持法賠償同盟

長野県本部

〒380-8790

長野市県町593

高校会館内

連絡 竹村利幸方

TEL・026-226-0854

FAX・026-266-0864



1月25日の早朝、市民6団体、野党3党による街頭宣伝。
寒風吹きすさぶ中、元気いっぱい市民に訴えました。

通常国会で岸田内閣の退陣を!!

市民と野党が共同街頭宣伝

第213通常国会は、1月26日召集されました。その前日の1月25日、朝7時30分から市民6団体と3野党による共同の街頭宣伝が長野駅前で行われました。この合同宣伝は、憲法会議・護憲連合・9条の会連絡会・1000人委員会・県労連・労組会議の6団体が呼びかけ、立憲民主党・杉尾秀哉参院議員、日本共産党・武田良介元参院議員、社会民主党・中川博司県会議員が出席されマイクを握り、40名がスタンディングしながら市民にアピール。

この共同街頭には二つの大きな狙いがありました。第1は、自民党安倍派を頂点とする裏金資金工作のパーティー券事件を徹底的に究明し、その責任を明確にさせること。2点目は、遅れている市民と野党の共同を、国会の場で促進させ、次期総選挙での野党共闘を実現させることを促進させることを長野県から発信すること、にありました。

そもそも今回のパーティー券事件の最大の問題は、政治資金規正法をざる legalization、企業団体からの献金をパーティー券という形で認めているところにあります。およそ30年前のリクルート事件を契機に、政治家個人への企業団体献金は禁止されましたが、政党や派閥など政治団体への献金が認められ、安倍派等により不当に悪用されたものです。

今国会では政治資金規正法の改正を行い、企業団体からの献金は個人・政党を問わずすべて厳禁とし、会計不正に対しては、議員の連座制に改正すべきです。国会の会期は、6月23日までの150日間。岸田内閣の退陣、自民党政治にサヨナラを!!

同盟長野県本部の 今とりくむ 五つの課題

第一の課題

会員550名の回復を直ちに あと9名

長野県の同盟員数は、ここ数年、550名を割り込んだところで足踏みをしています。これまでの最高時は556名です。年度末までには、550名を回復し、総会で決めた600名の目標に向かっていかなければなりません。支部で対象者を検討し、段取りなどよく準備し、一気にやりに上げようではありませんか。

第二の課題

署名一人10筆 協力団体回りを

同盟員一人10筆は、その気になれば、それほど難しい課題ではありません。署名活動は国賠同盟の最大の課題でありとりくみます。なぜかという、治安維持法の犠牲者の名誉回復と犠牲者支援では、この署名による国会請願が唯一といつていいほどの意義を持っているからです。昨年は、1万1697筆請願しました。今年の集約は、まだ2986筆です。協力団体からの集約もしっかりやりましょう。

第三の課題

映画「千代子」第3次上映運動を

長野県での「わが青春つぎるとも」の上映運動は、第1期が38会場54回の上映で4858名が鑑賞しました。第2期と3期では5地域で270人が鑑賞しました。そして今、中央の呼びかけで第4期のとりくみが始まっています。

長野県の目標は77自治体で5万人を掲げました。まだ上映し

ていない地域や自治体では、国賠同盟支部が積極的に他の団体等に働きかけ、上映を実現させましょう。これまでの債権による上映と合わせ、DVDの貸し出しで、小規模でも鑑賞できる措置も講じられるようになりました。

3月17日の長野県実行委員会（場所は長野市・トイゴー、1時半）に各支部からご参加ください。

第四の課題

今年度会費は年度内に集めましょう

会費納入は、どんな組織でも一番基礎的で大事なことです。3月は重要な年度の切り替え月です。組織の健全な営みのため、支部役員を中心に会費の集金につと、えましよう。

第五の課題

楽しみながら支部活動を

支部会員の要望や意見など受け止めて、楽しい支部運営を。どんな組織でも、大義や名分だけでは、息切れしてしまいます。楽しく面白く、また、ためになる企画が大事です。どんな支部運営をしたらいいか、みんなで相談したらきつといい意見が出ると思っています。そんな支部会議、支部運営を出し合ったら面白いですね。

訃報のお知らせ

有賀 光良さん（80歳）上伊那支部

1月20日逝去 共産党県委員会元副委員長
ご冥福をお祈りいたします。

解説

大北森林不正受給住民訴訟

県政の不正をただす意義あるたたかい

大北森林組合の補助金不正受給事件をめぐる、阿部知事をはじめ林務部の幹部等20名に責任と賠償を求める住民訴訟の最高裁判決を受け、原告・弁護士団は1月27日、長野市で総括会議を開きました。敗訴はしたが重要な判決内容をかちとり、意義あるたたかいであったことを確認しました。

大北森林組合不正受給事件の全容

大北森林組合が2007年～13年度の7年間で、補助金14億5200万円を不正受給した事件が2015年に発覚。国は時効分を除いた7億6000万円に加算金3億5300万円を加え、11億1300万円の返還を要求、県は即時返却した。

そして、阿部知事は、不正受給9億円余は大北森林組合と専務理事に返済をさせ、加算金5億円余の一部を、北安地方事務所の関係職員11名に賠償させ、「トカゲの尻尾切り」で幕引きをし、知事・林務部長等本庁の幹部は責任を一切負わないことで終結させた。

損害賠償請求住民訴訟の経緯

住民監査請求は、長野県革新懇が呼びかけ606人が請求人となり、2017年9月監査請求を。11月に請求は棄却。

2017年12月15日、監査請求人の内314名が原告人となり、知事・林務部長等20名の本庁幹部の責任と賠償を求め長野地裁に提訴。20回にわたる裁判を経て2022年3月25日、長野地裁により棄却の判決が出された。

原告・弁護士団は地裁判決を不服とし、22年4月東京高裁に控訴、さらに23年1月最高裁に上告。同年9月20日、最高裁は上告を棄却、判決が確定し住民監査訴訟は終結した。

裁判の評価Ⅱ画期的な「林務部の責任の認定」

原告・弁護士団の総括集会で、弁護士団長の松村文夫弁護士は、「知事・林務部長等の個人的責任は特定できなかったが、林務部の責任を認めたことは画期的な判決」と評価されました。裁判の中では、不正が始まる前年の2006年度に比べ、3年後の補助金予算は14倍に跳ね上がり、まともには消化できないことが不正の始まる最大の論拠であることを

厳しく論述。被告を追い込んだが、知事等の個々の責任を立証できなかったことが悔やまれる。

襟を正し県政の運営を

専務の責任を問う刑事裁判では、「県側に重大な落ち度があった」と認め、住民訴訟では「林務部の責任」を明記している。これらのことから、県側の道義的な責任は避けられない。これらの点から県は襟を正して県政にあたるべきことは当然であり、住民訴訟を起こした意義はきわめて大きい。民主的県政の実現のため、これからも県民の目線で、県政を監視していくことが求められている。



20人が出席した原告・弁護士会議

「二・四事件」の真相に迫る

No 2

長水南支部 今井昌美

その2 「赤い教師」は特高警察が でっち上げたことだった



検挙された教師の中に治安維持法違反に問える共産党員やその協力者は一人もいませんでした。しかし特高警察は「赤化」を強調するため、教師達に無理やり共産主義を教え込んだり、関係の本を読ませたのです。また拷問を加えて党員や協力者に仕立てました（藤原晃、川村卓など）。

河村卓の証言です。

・「足の間に棒を入れて座らせ、靴で腿をガンガン蹴る。どうにもこうにも耐えられなくなって『それじゃ言います。入りました』と一遍だけ言うた」。後になって「『あれはウソだ。あんたが、あんまりつるすから』と証言をひるがえした。それでまたやられました」。（「信州昭和史の証言」1993年信濃毎日新聞）

矢野口波子（下伊那郡上郷小学校在職で起訴・有罪とされた）は釈放後「手記」で次のように書きました。

・「自分の組織に対しての認識は全く不完全で、ほとんど内容等はわからず、今度警察ではじめて明瞭に教へられました」

その3 事件関係教員達は生涯トラウマ に苦しみ、苦難の道を歩んだ

長野県当局が最終的に事件関係教員とみなした人は138名でした。多くの人が教職復帰を希望しましたが復帰できたのは51名（37%）であり、復帰できなかった人は87名（63%）です。復

帰者でも休職等の行政処分を受けた人の復帰には1年以上の長い時間がかかりました。また復帰できなかった人のうち68名（78%）は、事件後3年半たつても職につけず「家居」のままでした。心に深い傷を負わされ長期の苦しい生活を余儀なくされたのです。

前掲の矢野口波子は事件後、上郷小学校で指導を受けた今村治郎（懲役2年の実刑判決で服役）と結婚しましたが、以後の生活を次のように語っています。「ますます激化していく戦争の中で、アカ・バイコクド・ヒコクミンのレッテルを夫婦ともども背に耐えて、最低の命を守る生活を続けました。夫今村は10回も職業を変えました。失業の苦しみも、何もかも耐えて親子6人の生活を守るために、私は知恵と体力の限りをつくしました」（国賠長野県本部「歴史の証言」）。

また、教職復帰できた人も長い間世間からバッシングを受け「罪」意識に苛まれました。それは拘束わずか1日で帰された立沢千尋（上伊那郡中箕輪小学校で検挙）など「軽微な者」（特高）まで強制的に「手記」（事実の告白と反省・転向を強要したもの）を校長を通して当局に提出させ、以後も特高の監視下に置くという厳しい仕打ちにより更に増幅されました。

そして戦後、治安維持法が廃止されてようやく「罪」意識の呪縛から解放され、「二・四事件」や治安維持法による弾圧を批判的にみる事が可能になったのです。

前掲の立沢千尋も「罪」意識に苦しみ、生涯にわたって「心のかせになつていた」（家族）が、治安維持法廃止の2か月後の日記で次のように書いています。「国民に真に言論の自由を与えておいたなら、あるいはこの非局（悲惨な終わり）はある程度はまぬがれていたであろうと考える」（1945年12月10日）。

立教大学の前田一男名誉教授は、この日記について次のように分析しています。「治安維持法への批判を間接的に導いている」（「歴史的転機としての『二・四事件』の総合的研究」）